

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	香川県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/kokokyoiku/nyushi/jugyoryo/tuition09.html

中止

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	公立の高等学校等又は公立の高等学校の専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの(高等学校専攻科修学支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例別表第1 第5の項 公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事務であって規則で定めるもの(高等学校専攻科修学支援金)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条(平成二十二年法律第十八号)	香川県高等学校専攻科修学支援金支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 専攻科支援金は、県立高等学校専攻科に在学するものに対し、その授業料の支援をすることにより、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の範囲内において、支給する。
⑦独自利用事務の関連規範		香川県高等学校専攻科修学支援金支給要綱